

**第1期（平成28～30年度）
練馬区障害者差別解消支援地域協議会
活動報告書
（案）**

平成31年（2019年）3月

練馬区障害者差別解消支援地域協議会

会長 あいさつ

日本では、平成19年に障害者権利条約に署名して以来、国内法の整備等が進められ、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成28年4月に施行されました。

この障害者差別解消法の第17条では、国と地方公共団体の機関は、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、地域協議会を組織できることとされています。

これを受けて、練馬区では、地域における実情を踏まえ主体的な取組を進めるために、障害当事者・教育・福祉・事業者・法曹・学識経験者・行政等で構成される「練馬区障害者差別解消支援地域協議会」を設置しました。

本協議会では、参画する関係者たちが、それぞれの機能や取組、地域における事例を共有しながら障害者差別を解消するためのネットワークを構築するとともに、障害者差別に関する相談事例や障害者差別解消を推進するための取組などの検討を行ってきました。

平成28年7月に第1回目を開催し、このたび3年間の会期の終了を迎えることとなり、会期終了に当たり、全体会および実務者会議の協議内容をまとめましたので、ここにご報告いたします。

次期の障害者差別解消支援地域協議会では、この3年間の議論を踏まえて、より充実した協議の場となるよう、さらなる発展を期待いたします。

最後になりますが、3年間に渡り、毎回活発な協議と積極的なご参加をいただいた委員の皆さまに、感謝申し上げます。

平成31年3月

練馬区障害者差別解消支援地域協議会

会長 高橋 紘士

1 練馬区障害者差別解消支援地域協議会について

(1) 練馬区障害者差別解消支援地域協議会の役割

練馬区障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 17 条第 1 項に基づき、練馬区において障害を理由とする差別に関する相談および当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために平成 28 年 4 月に設置されました。協議会は年 3 回開催しています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律による協議会の位置づけ (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 抜粋)

(障害者差別解消支援地域協議会)

第 17 条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する者（以下この項及び事情第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(2) 主な協議事項

- ・ 障害者差別に関する相談事例に関すること
- ・ 障害者差別に関する相談体制に関すること
- ・ 障害者差別解消の推進および障害理解への取組に関すること
- ・ その他協議会が必要と認める事項

(3) 実務者会議の設置

練馬区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱第6条に基づき、実務者会議を設置しました。

【実務者会議の役割】

- ① 障害者差別の解消を推進する取組の企画
- ② 地域の実態把握
- ③ 相談窓口による紛争の防止
- ④ 各機関における活動状況
- ⑤ 構成機関等に所属する職員を対象とした講演会の実施、ボランティアを含む支援者に対する研修を始め、企業や商店街などに対して障害者との交流事業など、地域的な広がりを持った障害者差別の解消の推進に資する基盤整備のための必要な連絡調整

国の基本方針では、障害者差別解消法の趣旨の理解を促進することや年齢の有無を問わず障害に関する知識・理解を深めることが重要としています。

障害に関する知識・理解を深める取組については、すでに練馬区障害者自立支援協議会の権利擁護部会で協議を行ってきたことから、実務者会議を自立支援協議会権利擁護部会の構成員により協議を進めることとしました。

実務者会議では、区民等に対する障害に関する知識・理解と障害者差別の解消の推進の取組について、具体的な検討を行いました。

2 協議会の活動概要

(1) 協議会の開催状況と主な議題

回	年 月 日	主な議題
第1回	平成28年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の概要および障害者差別解消支援地域協議会について ・ 区政モニターアンケートの実施について
第2回	平成28年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区における障害を理由とする差別に関する相談事例について ・ 平成28年度区政モニターアンケートの報告 ・ 平成28年度の取組について ・ 実務者会議について
第3回	平成29年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害に係る差別事例、社会参加に係る課題について（委員報告） ・ 障害者差別解消法啓発用パンフレットの作成と活用について ・ 平成28年度の取組報告、平成29年度に向けた取組について
第4回	平成29年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域への障害理解の促進について（委員報告） ・ 区における障害を理由とする差別に関する相談事例について ・ 平成29年度の取組について
第5回	平成29年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者の障害を理由とする差別に関する現状について（委員報告）
第6回	平成30年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区における障害を理由とする差別に関する相談事例について ・ 平成29年度の取組報告、平成30年度に向けた取組について
第7回	平成30年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区における障害を理由とする差別に関する相談体制について ・ 平成30年度の取組について ・ 合理的配慮等の好事例集について

第8回	平成30年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・区における障害を理由とする差別に関する相談事例について ・平成30年度区における障害を理由とする差別の解消に関する取組について ・「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」について
第9回	平成31年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・区における障害を理由とする差別に関する相談事例について ・平成28～30年度障害者差別解消支援地域協議会活動報告書(案)について

(2) **練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する主な取組**

<p>①障害者差別解消推進講演会</p> <p>○平成28年度 『障害者差別解消法から心のバリアフリーを考える』 講師：毎日新聞論説委員 野澤和弘 氏</p> <p>○平成29年度 『誰もが自分らしく地域で暮らしていくために』 講師：東京大学先端科学技術研究センター 准教授 熊谷晋一郎 氏</p> <p>○平成30年度 『知ればきっと変わる。あなたのこと、暮らしこと。』 講師：元内閣府・障害者政策委員会 差別禁止部会副部長 伊東弘泰 氏 NPO法人日本アビリティーズ協会 理事 松尾敬徳 氏</p>
<p>②アトリウム展示</p> <p>○平成28年度 障害者差別解消法周知パネル展示、ヘルプカード配布</p> <p>○平成29年度 障害者差別解消法周知パネル展示、オリンピック・パラリンピックパネル展示 UDパーク作品の展示、ヘルプカード配布</p> <p>○平成30年度 障害者差別解消法周知パネル展示、オリンピック・パラリンピックパネル展示 ハンドスタンプアートプロジェクト出展、ヘルプカード配布</p>

③障害者差別の相談窓口

平成 28 年 4 月

障害者施策推進課、総合福祉事務所、保健相談所に設置

④障害者差別解消の推進に係るリーフレット（わかりやすい版）の作成

平成 29 年 3 月 3,000 部

平成 30 年 5 月 3,000 部（増刷）



⑤区職員向け研修

○平成 28、29、30 年度

新任職員研修（障害者差別解消法の内容、適切な対応等について）

新任管理職職員向け研修（障害者差別解消法の内容、適切な対応等について）

庁内ネットワーク研修（障害者差別解消法の内容、適切な対応について）

⑥担当課企画研修（区職員、委託事業者・指定管理者向け）

○平成 28 年度

・練馬手をつなぐ親の会「バリアを体験してみましよう」

・視覚障害当事者、聴覚障害当事者による講話

・障害を理由とする差別の解消の推進について

○平成 29 年度

・練馬手をつなぐ親の会「こころのバリアフリー」

・精神障害、ピアサポーター活動について

（障害者地域生活支援センター ピアサポーター・職員）

・障害を理由とする差別の解消の推進について

○平成 30 年度

・練馬手をつなぐ親の会「こころのバリアフリー～疑似体験から理解を深める～」

・身体障害当事者による講話

・障害を理由とする差別の解消の推進について

<p>⑦委託事業者・指定管理者向け説明会</p>
<p>○平成 28、29 年度 （平成 30 年度は、担当課企画研修として実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の特性と基本的な応対等について（障害者地域生活支援センター） ・ 障害者差別解消法の概要および区の取組
<p>⑧練馬障害福祉人材育成・研修センター研修</p>
<p>○平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発研修「誰もが住みよい地域になるために～障害者差別解消法を知る～」 講師：D P I 日本会議副議長 尾上浩二 氏 ・ 階層別研修「障害者権利条約批准後の支援を考える～意思決定・障害者差別解消法を中心に～」 講師：東洋大学社会学部社会福祉学科教授 高山直樹 氏 <p>○平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研修（オープン研修）「障害者差別解消法」 講師：D P I 日本会議副議長 尾上浩二 氏 ・ 啓発研修「障害理解講座～障害者差別解消法を通じて障害福祉を考える～」 （※医療関係に従事されている方対象） 講師：東洋大学社会学部社会福祉学科教授 高山直樹 氏 医療社団法人健志会 飯島医院院長 飯島健志 氏 <p>○平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研修（オープン研修） 「障害者差別解消法」 講師：東洋大学社会学部社会福祉学科教授 高山直樹 氏 ・ 啓発研修「誰もが住みよい地域になるために～障害者差別解消法を知る～」 講師：D P I 日本会議副議長 尾上浩二 氏 ・ 啓発研修 「障害理解講座～障害者差別解消法を通じて障害福祉を考える～」 （※医療関係に従事されている方対象） 講師：東洋大学社会学部社会福祉学科教授 高山直樹 氏 東京保健生活協同組合 大泉生協病院 精神科部長 中島昭 氏
<p>⑨ねりまユニバーサルフェス</p>
<p>障害のある方や高齢者、子ども、外国人などさまざまな方がイベントを通じて交流し、楽しみながらお互いの理解を深める催しで、練馬区独立70周年記念事業として、平成29年度より始まった。</p> <p>○平成29、30年度</p> <p>ねりあるきラリー、みんなのUDパーク、ユニバーサルスポーツフェスティバル、障害者差別解消法啓発事業（講演会、アトリウム展示）、障害者フェスティバル、障害者福祉大会、障害者ふれあい作品展、Nerimaユニバーサルコンサート</p>

3 実務者会議の活動概要

開催状況と主な協議内容

回	年月日	主な協議内容
第1回	平成28年10月4日	<ul style="list-style-type: none"> 区における障害者差別の解消に係る取組について 区政モニターアンケートの結果報告
第2回	平成29年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> 区における障害者差別の解消に係る取組について 障害者差別解消法啓発用パンフレットの作成について 障害者差別解消法に係る職員向け研修会の実施について
第3回	平成29年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組について
第4回	平成29年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組について 障害を理由とする差別に関する相談体制について
第5回	平成30年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> 区における障害を理由とする差別に関する相談事例について 区内小中学校での障害理解の啓発について 平成29年度の取組報告と平成30年度の取組について
第6回	平成30年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組について 合理的配慮等の好事例集について
第7回	平成30年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> 区における障害を理由とする差別に関する相談事例について 障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組について 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」について
第8回	平成31年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> 区における障害を理由とする差別に関する相談事例について 区立小中学校での障害理解の啓発について 平成30年度の取組報告について 平成28～30年度のまとめ、これからの取組について

4 第2期練馬区障害者差別解消支援地域協議会の方向性

(1) 第2期練馬区障害者差別解消支援地域協議会の体制

練馬区障害者差別解消支援地域協議会

- ◎ 行政、障害当事者、教育、福祉、事業者、法曹、学識経験者等の25名以内で構成する。
- ◎ 区や障害者団体、事業者等がそれぞれの機能や取組、地域における事例を共有し、障害者差別の解消および障害への理解を促進していくための協議を行う場。(年3回開催)
- ◎ 練馬区障害者地域自立支援協議会権利擁護部会の構成員を委員とする実務者会議を設置し、具体的な検討を行う。
- ◎ 第2期においては、障害者差別解消法施行後3年が経過することから、国の動向を踏まえて、協議を進める。

【協議事項】

- ① 障害者差別に関する相談事例に関すること
- ② 障害者差別に関する相談体制に関すること
- ③ 障害者差別解消の推進および障害理解への取組に関すること

- | | |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局
(障害者施策推進課) | <ul style="list-style-type: none">・協議会の事務の総括・取組の実施状況の進行管理・取組の実施に係る関係機関との連絡・調整 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ・相談への迅速かつ適切な対応
- ・紛争の防止または解決に向けた関係機関の対応力の向上
- ・地域社会への障害者差別解消法の理念の普及・啓発

※ 本協議会は障害者地域自立支援協議会と密接に関係することから、効果的な協議・運営を行うため、第2期の委員の任期を2年間(平成31～32年度)とする。

(2) 第2期練馬区障害者差別解消支援地域協議会の委員構成

下記の内訳から選出し、委員の人数は25名とする。

なお、協議内容により、当事者等から意見を述べてもらう機会を設ける。

選出区分	内訳
国の職員	公共職業安定所
教育関係者	特別支援学校
障害者等およびその家族	区内障害者団体
福祉関係者	民生委員
	練馬区社会福祉協議会
	障害福祉サービス事業者
	障害者地域生活支援センター
医療関係者	医療関係者
民間事業者等	東京商工会議所
法曹関係者	人権擁護委員
学識関係者	学識経験者
区職員	区職員

(3) 実務者会議の設置

練馬区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱第6条に基づき、実務者会議を設置する。

なお、障害に関する知識・理解を深める取組は、練馬区障害者自立支援協議会の権利擁護部会においても協議を行っていることから、第1期に引き続き、練馬区障害者地域自立支援協議会権利擁護部会の構成員で、障害者差別解消と障害理解の推進に係る取組を検討・協議する。

【資料】

- 1 練馬区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱・・・・・・・・・・ P 11
- 2 練馬区障害者差別解消支援地域協議会名簿・・・・・・・・・・ P 13
- 3 実務者会議名簿・・・・・・・・・・ P 14

1 練馬区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

練馬区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

平成28年3月30日

27練福障第2104号

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に基づき、練馬区の区域において障害を理由とする差別に関する相談および当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、練馬区障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、つぎに掲げる事項について協議を行う。

- (1) 障害を理由とする差別に関する相談体制の整備に関する事項
- (2) 障害を理由とする差別の解消に資する取組に関する事項
- (3) その他、協議会が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱または任命する委員25名以内で構成する。

- (1) 国の職員 1名以内
- (2) 練馬区職員 6名以内
- (3) 教育関係者 2名以内
- (4) 障害者およびその家族 8名以内
- (5) 福祉関係者 4名以内
- (6) 医療関係者 1名以内
- (7) 民間事業者等 1名以内
- (8) 法曹関係者 1名以内
- (9) 学識経験者 1名以内

2 協議会に会長および副会長を置く。

3 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
- 3 協議会の会議は、原則として公開する。ただし、区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱(平成14年3月14日練総情発第150号)第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、非公開とすることができる。

(実務者会議)

第6条 協議会は、必要に応じて実務者会議を置くことができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、正当な理由なく、会議の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員は、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、福祉部障害者施策推進課に事務局を置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 練馬区障害者差別解消支援地域協議会名簿【25名・敬称略】

(平成30年度)

選出区分	氏名	所属等
国の職員	増坪 美津留	池袋公共職業安定所（ハローワーク） 統括職業指導官
教育関係者	榎本 幹子	都立練馬特別支援学校 主任教諭
	押 美香子	都立大泉特別支援学校 主任教諭
障害者および その家族	森山 瑞江	練馬手をつなぐ親の会 会長
	松澤 勝	NPO法人練馬精神障害者家族会 理事長
	的野 碩郎	練馬区視覚障害者福祉協会 会長
	市川 明臣	練馬区聴覚障害者協会 会長
	田中 康子	練馬区肢体不自由児者父母の会 会長
	北川 乃貫	練馬区身体障害者福祉協会 会長
	松本 立	練馬障がい児者を持つ親の会 運営委員
福祉関係者	安部井 聖子	練馬区重症心身障害児（者）を守る会 会長
	古畑 弘子	前練馬区民生児童委員協議会 石神井町・下石神井地区会長
	千葉 三和子	練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま 所長
	石野 哲朗	練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター 所長
医療関係者	鈴木 英典	共同作業所ほっとすぺーす練馬 所長
民間事業者等	金杉 和夫	医療法人社団地精会 金杉クリニック 院長
法曹関係者	蔵方 康太郎	東京商工会議所 練馬支部 事務局長
学識経験者	新居 和夫	千代田平河町法律事務所
練馬区職員	高橋 紘士	一般財団法人高齢者住宅財団 顧問
	中田 淳	福祉部長
	吉岡 直子	障害者施策推進課長
	佐藤 一江	障害者サービス調整担当課長
	中里 伸之	石神井総合福祉事務所長
	北原 豊	関保健相談所長
	清水 輝一	学務課長

3 実務者会議名簿【11名・敬称略】

(平成30年度)

所 属	氏 名
NPO法人練馬精神障害者家族会 理事長	松澤 勝
練馬区視覚障害者福祉協会 会長	的野 碩郎
練馬区聴覚障害者協会 会長	市川 明臣
練馬区重症心身障害児（者）を守る会 会長	安部井 聖子
東京商工会議所練馬支部 事務局長	蔵方 康太郎
練馬区立大泉障害者地域生活支援センター 所長	藤巻 鉄士
練馬手をつなぐ親の会	横井 紀子
練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター 所長	千葉 三和子
障害者施策推進課 管理係長	齋藤 敦
保健予防課 精神支援担当係長	土屋 百合
建築課 福祉のまちづくり係長	三谷 千瀬
【事務局】 福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係	